

特別加入の加入時健康診断を必要とする業務

特別加入しようとする業務の種類	具体的内容
<p>粉じん作業を行う業務</p> <p>上記業務に従事した期間が3年以上ある場合は、特別加入時に健康診断の受診が必要です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外の土石、岩石、鉱物を粉砕する場所における作業 ● 屋外等において行う金属の溶断、またはアーク溶接等の作業（自動アーク溶接は除く） ● 研磨剤を用いて動力により金属等を研磨、バリ取り、裁断する場所における作業 ● セメント、フライアッシュまたは粉状の鉱石、炭素原料を乾燥し袋詰めし、積み込みまたは積み降ろす場所における作業 ● じん肺法施工規則別表（じん肺法第2条関係）に定める作業
<p>振動工具を用いて行う業務</p> <p>上記業務に従事した期間が1年以上ある場合は、特別加入時に健康診断の受診が必要です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 下記振動工具、もしくは類似の振動を身体局所に与えると認められる工具を取り扱う業務 ● 労働基準法施行規則別表第1の2 第3の3に規定する業務 <p>削岩機、ピッチングハンマー、鋳打機、コーキングハンマー、ハンドハンマー、ベビーハンマー、コンクリートブレイカー、スクレーピングハンマー、サンドランマー、チェンソー、ブッシュクリーナー、エンジンカッター、携帯用木材皮剥ぎ機、携帯用タイタンバー、携帯用研削盤、スイング研削盤、卓上用研削盤、床上用研削盤</p>
<p>有機溶剤または有機溶剤含有物を用いて行う業務</p> <p>上記業務に従事した期間が6ヶ月以上ある場合は、特別加入時に健康診断の受診が必要です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱、容器もしくは施設への注入の業務 ● 有機溶剤含有物を用いて行う印刷等の業務 ● 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務 ● 有機溶剤を用いて行う洗浄、接着等の業務 ● その他有機溶剤、有機溶剤含有物を用いて行う各種業務等 <p>アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、オルト-ジクロロベンゼン、キシレン、クレゾール、クロロベンゼン、クロロホルム、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ノルマル-ブチル、酢酸ノルマル-プロピル、酢酸ノルマル-ペンチル、酢酸メチル、四塩化炭素、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、テトラヒドロフラン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチル-ノルマル-ブチルケトン、ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレピン油、ミネラルスピリット</p>
<p>鉛または鉛化合物を用いて行う業務</p> <p>上記業務に従事した期間が6ヶ月以上ある場合は、特別加入時に健康診断の受診が必要です</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉛化合物を含有する、ゆう薬を用いて行う施ゆう、またはそれらを行った物の焼成の業務 ● 鉛化合物を含有する絵具を用いて絵付け、または絵付けを行った物の焼成の業務 ● 電線、ケーブルを製造する工程での鉛の溶融等、加工の業務 ● 自然換気が不十分な場所におけるハンダ付け業務 ● 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字または解版の業務 ● 労働安全衛生法施行例別表第4に掲げる鉛業務